

改正案	現行
<p>（特別管理一般廃棄物）</p> <p>第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）</p> <p>第二条第三項（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める一般廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 別表第一の二の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（<u>第二号並びに第二条の四第五号ワ、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。</u>）</p> <p>五 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、<u>第三号並びに第二条の四第五号ワ、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。</u>）</p> <p>六 別表第一の三の項の中欄に掲げる工場又は事業場において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（<u>第二条の四第五号ン、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。</u>）</p> <p>七 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、<u>第二条の四第五号ン、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。</u>）</p>	<p>（特別管理一般廃棄物）</p> <p>第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）</p> <p>第二条第三項（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める一般廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 別表第一の二の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（<u>第二号並びに第二条の四第五号ス、第六号、第七号及び第九号に掲げるものを除く。</u>）</p> <p>五 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、<u>第三号並びに第二条の四第五号ス、第六号、第七号及び第九号に掲げるものを除く。</u>）</p> <p>六 別表第一の三の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（<u>第二条の四第五号ン及び第八号に掲げるものを除く。</u>）</p> <p>七 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、<u>第二条の四第五号ン及び第八号に掲げるものを除く。</u>）</p>

八 (略)

(産業廃棄物)

第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は次のとおりとする。

一〇十一 (略)

十二 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設(ダイオキシン類(同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。))を発生し、及び大気中に排出するものに限る。(又は次に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集められたもの)

イ 燃え殻(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第七号及び第十号、第三条第三号又並びに別表第一を除き、以下同じ。)

ロ 汚泥(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第八号及び第十一号、第三条第二号二、第三号へ及び第四号イ並びに別表第一を除き、以下同じ。)

ハ 廃油(事業活動に伴つて生じたものに限る。別表第五を除き、以下同じ。)

ニ 廃酸(事業活動に伴つて生じたものに限る。以下同じ。)

ホ 廃アルカリ(事業活動に伴つて生じたものに限る。以下同じ。)

八 (略)

(産業廃棄物)

第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は次のとおりとする。

一〇十一 (略)

十二 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項に規定するばい煙発生施設又は次に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集められたもの

イ 汚泥(事業活動に伴つて生じたものに限る。第三条及び別表第一を除き、以下同じ。)

ロ 廃油(事業活動に伴つて生じたものに限る。別表第五を除き、以下同じ。)

ハ 廃酸(事業活動に伴つて生じたものに限る。以下同じ。)

ニ 廃アルカリ(事業活動に伴つて生じたものに限る。以下同じ。)

ホ 廃プラスチック類(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロを除き、以下同じ。)

ヘ 第一号に掲げる廃棄物(事業活動に伴つて生じたものに限る。)(のうち、ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだもの)

ト 第二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴つて生じたものに限る。)

第七号第八号の二において「木くず」という。(のうち、ポ

へ 廃プラスチック類（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号口を除き、以下同じ。）

ト 前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）

十三 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで、第五号から第九号まで及び前号に掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）又は法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの

（特別管理産業廃棄物）

第二条の四 法第二条第五項（ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一～四 （略）

五 特定有害産業廃棄物（次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。）

イ～ハ （略）

ト 第二条第十二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼

り塩化ビフェニルが染み込んだもの

チ 第三号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）のうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの

リ 第六号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号口並びに別表第三及び第四を除き、以下「金属くず」という。）のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの

十三 燃え殻（事業活動に伴つて生じたものに限る。第三条第三号及び別表第一を除き、以下同じ。）、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、前各号に掲げる廃棄物（第一号及び第五号から第九号までに掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）又は法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの

（特別管理産業廃棄物）

第二条の四 法第二条第五項（ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一～四 （略）

五 特定有害産業廃棄物（次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。）

イ～ハ （略）

ト 第二条第十二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼

却に伴つて生じたばいじんであつて集じん施設によつて集められたものを除く。次号、第七号、第九号、次条第三号及び別表第一を除き、以下「ばいじん」という。）（国内において生じたものにあつては、別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて水銀又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及び当該ばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

チヨヲ（略）

ワ ばいじん（国内において生じたものにあつては、別表第三の二三の項又は一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、法第二十条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除き、同表の一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）であつてダイオキシン類を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

カ 廃油（廃溶剤（トリクロロエチレンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一五の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

却に伴つて生じたばいじんであつて集じん施設によつて集められたものを除く。ス、次号、第七号、第九号、次条第三号、第六条の五第一項第三号ソ及び別表第一を除き、以下「ばいじん」という。）（国内において生じたものにあつては、別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて水銀又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及び当該ばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

チヨヲ（略）

ワ 廃油（廃溶剤（トリクロロエチレンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一三の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ヨ 廃油（廃溶剤）（テトラクロロエチレンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二六の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

タ 廃油（廃溶剤）（ジクロロメタンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二七の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

チ 廃油（廃溶剤）（四塩化炭素に限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二八の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

リ 廃油（廃溶剤）（一・二 ジクロロエタンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二九の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ロ 廃油（廃溶剤）（一・一 ジクロロエチレンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二〇の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃

カ 廃油（廃溶剤）（テトラクロロエチレンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

キ 廃油（廃溶剤）（ジクロロメタンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二五の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ク 廃油（廃溶剤）（四塩化炭素に限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二六の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ケ 廃油（廃溶剤）（一・二 ジクロロエタンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二七の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

コ 廃油（廃溶剤）（一・一 ジクロロエチレンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二八の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃

油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ネ 廃油（廃溶剤）（シス 一・二 ジクロロエチレンに限る。）

に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二一の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ナ 廃油（廃溶剤）（一・一・一 トリクロロエタンに限る。）

に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ラ 廃油（廃溶剤）（一・一・二 トリクロロエタンに限る。）

に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二三の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ム 廃油（廃溶剤）（一・三 ジクロロプロペンに限る。）

ものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ウ 廃油（廃溶剤）（ベンゼンに限る。）

油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ツ 廃油（廃溶剤）（シス 一・二 ジクロロエチレンに限る。）

に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一九の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ネ 廃油（廃溶剤）（一・一・一 トリクロロエタンに限る。）

に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二〇の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ナ 廃油（廃溶剤）（一・一・二 トリクロロエタンに限る。）

に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二一の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ラ 廃油（廃溶剤）（一・三 ジクロロプロペンに限る。）

ものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ム 廃油（廃溶剤）（ベンゼンに限る。）

において生じたものにあつては、別表第三の二五の項に掲げる施設において生じたものに限り、及び当該廃油を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）

㊦ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて水銀又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）

㊧ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつてカドミウム又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）

㊨ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて鉛又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）

㊩ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつ

において生じたものにあつては、別表第三の二三の項に掲げる施設において生じたものに限り、及び当該廃油を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）

㊦ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて水銀又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）

㊧ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつてカドミウム又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）

㊨ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて鉛又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）

㊩ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつ

ては、別表第三の二九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。()であつて有機燐化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ヤ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて六価クロム化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

マ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて砒素又はその化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ケ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてシアン化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ては、別表第三の二七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。()であつて有機燐化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ク 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の二八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて六価クロム化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ヤ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の二九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつて砒素又はその化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

マ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてシアン化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

フ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつてポリ塩化ビフェニルを含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

コ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつてトリクロロエチレンを含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ク 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつてテトラクロロエチレンを含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ケ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつてジクロロメタンを含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に

ケ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつてポリ塩化ビフェニルを含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

コ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつてトリクロロエチレンを含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ク 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつてテトラクロロエチレンを含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ケ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつてジクロロメタンを含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に

適合しないものに限る。)

ア) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)(であつて四塩化炭素を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。))及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

カ) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)(であつて一・二 ジクロロエタンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。))及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

キ) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)(であつて一・一 ジクロロエチレンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。))及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ク) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)(であつてシス 一・二 ジクロロエチレンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。))

適合しないものに限る。)

ア) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)(であつて四塩化炭素を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。))及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

カ) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)(であつて一・二 ジクロロエタンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。))及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

キ) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)(であつて一・一 ジクロロエチレンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。))及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ク) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)(であつてシス 一・二 ジクロロエチレンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。))

(及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

㉔ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)(であつて一・一・一 トリクロロエタンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。))及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

㉕ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)(であつて一・一・二 トリクロロエタンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。))及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

㉖ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)(であつて一・三 ジクロロプロペンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。))及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

㉗ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)(であつてテトラメチルチウラムジスルフィ

(及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

㉘ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の三九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)(であつて一・一・一 トリクロロエタンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。))及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

㉙ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)(であつて一・一・二 トリクロロエタンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。))及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

㉚ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)(であつて一・三 ジクロロプロペンを含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。))及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

㉛ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)(であつてテトラメチルチウラムジスルフィ

ド（以下「チウラム」という。）を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ビ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて二 クロロ 四・六 ビス（エチルアミノ） s トリアジン（以下「シマジン」という。）を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

モ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつてS 四 クロロベンジル" N・N ジエチルチオカルバマート（以下「チオベンカルブ」という。）を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

セ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつてベンゼンを含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合し

ド（以下「チウラム」という。）を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ビ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつて二 クロロ 四・六 ビス（エチルアミノ） s トリアジン（以下「シマジン」という。）を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

モ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつてS 四 クロロベンジル" N・N ジエチルチオカルバマート（以下「チオベンカルブ」という。）を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

セ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）であつてベンゼンを含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合し

ないものに限る。)

ス 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)(であつてセレン又はその化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。))及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ン 汚泥(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除く。)、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)(であつてダイオキシン類を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。))及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ないものに限る。)

セ 汚泥、廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、別表第三の四六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。)(であつてセレン又はその化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。))及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ス 別表第三の四七の項に掲げる施設において産業廃棄物(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物を除く。ンにおいて同じ。)の焼却に伴つて生じたばいじん(集じん施設によつて集められたものに限る。)(又は燃え殻(これらに含まれるダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。)(の量が同法第二十四条第一項の環境省令で定める基準を超えるものに限る。))及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。))

ン 別表第三の四八の項に掲げる施設において産業廃棄物の焼却に伴つて生じた汚泥(廃ガス洗浄施設から排出されたものに限る。)(であつてダイオキシン類を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。))及び当該汚泥を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

六 (略)

七 別表第三の二四の項に掲げる施設において法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたばいじん(集じん施設によつて集められたものに限るものとし、前号に掲げるものを除く。)又は燃え殻(これらに含まれるダイオキシン類の量がダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第一項の環境省令で定める基準を超えるものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

八 別表第三の二四の項に掲げる施設において法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じた汚泥(ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第二十一号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)であつてダイオキシン類を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及び当該汚泥を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

九 (略)

十 燃え殻(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。)であつてダイオキシン類を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

十一 汚泥(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。)であつてダイオキシン類を含むもの(環境省令で定める基準

六 (略)

七 別表第三の四七の項に掲げる施設において法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたばいじん(集じん施設によつて集められたものに限るものとし、前号に掲げるものを除く。)又は燃え殻(これらに含まれるダイオキシン類の量がダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第一項の環境省令で定める基準を超えるものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

八 別表第三の四八の項に掲げる施設において法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じた汚泥(廃カス洗浄施設から排出されたものに限る。)であつてダイオキシン類を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及び当該汚泥を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

九 (略)

準に適合しないものに限る。)

(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)において同じ。)(の収集、運搬及び処分(再生を含む。))の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ(ル)に規定する場合にあつては、(1)を除く。()及びロ並びに第三号二及びホの規定の例によるほか、次によること。

イ 次に掲げる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下「安定型産業廃棄物」という。)(以外の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物であるものを除く。))の埋立処分は、地中にあ
る空間を利用する処分の方法により行なつてはならないこと。

(1)・(2) (略)

(3) 第二条第六号に掲げる廃棄物で事業活動に伴つて生じたもの(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。)

(4)・(6) (略)

ロ(タ) (略)

(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)において同じ。)(の収集、運搬及び処分(再生を含む。))の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ(ル)に規定する場合にあつては、(1)を除く。()及びロ並びに第三号二及びホの規定の例によるほか、次によること。

イ 次に掲げる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下「安定型産業廃棄物」という。)(以外の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物であるものを除く。))の埋立処分は、地中にあ
る空間を利用する処分の方法により行なつてはならないこと。

(1)・(2) (略)

(3) 金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。)

(4)・(6) (略)

ロ(タ) (略)

レ 汚泥であつて別表第五の九の項から二一の項までの下欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第六条の五第一項第三号ソに規定するものを除く。）又は当該汚泥を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにすること。

ソムム（略）

四・五（略）

2（略）

（特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第六条の五 法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの（ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。）及び第二条の四第六号から第八号までに掲げる廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ及びロ並びに第三号イ（1）に限る。（）、二及びホ並びに第四条の二第一号イ（1）の規定の例によるほか、次によること。

イハ（略）

二 第二条の四第一号に掲げる廃油並びに同条第五号カからウまでに規定する廃油の埋立処分を行う場合には、第六条第一項第

レ 汚泥であつて別表第五の九の項から二一の項までの下欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第六条の五第一項第三号ソに規定するものを除く。）又は当該汚泥を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにすること。

ソムム（略）

四・五（略）

2（略）

（特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第六条の五 法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの（ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。）及び第二条の四第六号から第八号までに掲げる廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ及びロ並びに第三号イ（1）に限る。（）、二及びホ並びに第四条の二第一号イ（1）の規定の例によるほか、次によること。

イハ（略）

二 第二条の四第一号に掲げる廃油並びに同条第五号ワからムまでに規定する廃油の埋立処分を行う場合には、第六条第一項第

三号子の規定の例によること。

ホ～レ (略)

ソ 第二条の四第五号ワに掲げる廃棄物(別表第三の一四の項に掲げる施設において生じたものを除く。)(の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする)。

ツ 汚泥であつて別表第五の九の項から二二の項まで及び二四の項の下欄に掲げる物質を含むもの(国内において生じた汚泥にあつては、同表の九の項から二二の項まで及び二四の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥であつてそれぞれこれらの項の下欄に掲げる物質を含むもの並びに指定下水汚泥であつて同表の九の項から二二の項まで及び二四の項の下欄に掲げる物質を含むものに限る。)(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)(又は当該汚泥を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)(の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする)。

ネ (略)

四 (略)

2 (略)

(産業廃棄物の処理施設)

第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

三号子の規定の例によること。

ホ～レ (略)

ソ 第二条の四第五号スに掲げる廃棄物のうちばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの又は同号ンに掲げる廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする)。

ツ 汚泥であつて別表第五の九の項から二二の項までの下欄に掲げる物質を含むもの(国内において生じた汚泥にあつては、同表の九の項から二二の項までの中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥であつてそれぞれこれらの項の下欄に掲げる物質を含むもの並びに指定下水汚泥であつて同表の九の項から二二の項までの下欄に掲げる物質を含むものに限る。)(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)(又は当該汚泥を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)(の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする)。

ネ (略)

四 (略)

2 (略)

(産業廃棄物の処理施設)

第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

八の二 第二条第二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限る。)又はがれき類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの

九 別表第三の三に掲げる物質又はダイオキシソ類を含む汚泥のコンクリート固型化施設

十 十四 (略)

別表第一(第一条、第二条の四関係)

一	(略)	(略)
二	ダイオキシソ類対策特別措置法施行令別表第一第五号に掲げる施設	ばいじん又は燃え殻(これらに含まれるダイオキシソ類の量がダイオキシソ類対策特別措置法第二十四条第一項の環境省令で定める基準を超えるものに限る。)
三	ダイオキシソ類対策特別措置法施行令別表第二十一号に掲げる施設を有する工場又は事業場	汚泥であつてダイオキシソ類を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

一〇八 (略)

八の二 木くず又はがれき類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの

九 別表第三の三に掲げる物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設

十 十四 (略)

別表第一(第一条、第二条の四関係)

一	(略)	(略)
二	廃棄物焼却炉である特定施設(ダイオキシソ類対策特別措置法第二十一条第二項に規定する特定施設をいう。以下同じ。)	ばいじん又は燃え殻(これらに含まれるダイオキシソ類の量がダイオキシソ類対策特別措置法第二十四条第一項の環境省令で定める基準を超えるものに限る。)
三	廃棄物焼却炉である特定施設(廃ガス洗浄施設を有するものに限る。)	廃ガス洗浄施設から排出された汚泥であつてダイオキシソ類を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る)

四	(略)	(略)
---	-----	-----

別表第二(第二条の四関係)

別表第一の四の項の中欄に掲げる施設	感染性廃棄物であつて、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず又は第二条第六号、第七号若しくは第十三号に掲げる廃棄物(事業活動に伴つて生じたものに限る。)であるもの
-------------------	--

別表第三(第二条の四関係)

一 一	(略)	
二	(略)	
三	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第二号及び第四号に掲げる施設	
四	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第五号に掲げる施設	
五・ 一六	(略)	
一七	水質汚濁防止令別表第一第二十一号八、第二十三号の二、第三十三号二、第四十一号ロ、第四十七号二、第五十号、第五十三号イ、第六十六号、第七十一号の二イ及び第七十一号の五に掲げる施設、写真感光材料製造業の用に供する溶解施設並びにジクロロメタンによる表面処理施設	

四	(略)	(略)
---	-----	-----

別表第二(第二条の四関係)

別表第一の四の項の中欄に掲げる施設	感染性廃棄物であつて、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず又は第二条第七号若しくは第十三号に掲げる廃棄物(事業活動に伴つて生じたものに限る。)であるもの
-------------------	---

別表第三(第二条の四関係)

一 一	(略)	
二	(略)	
三・ 一四	(略)	
一五	水質汚濁防止令別表第一第二十一号八、第二十三号の二、第三十三号二、第四十一号ロ、第四十七号二、第五十号、第五十三号イ、第六十六号及び第七十一号の二イに掲げる施設、写真感光材料製造業の用に供する溶解施設並びにジクロロメタンによる表面処理施設	

一八 四八	(略)				
四九	別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場				

別表第五（第六条の五関係）

一〇	(略)	(略)	ジクロロメタン
一一	水質汚濁防止令別表第一第二十一号、第二十二号の二、第三十一号イ、第三十二号、第三十三号ロからニまで、リ及びヌ、第三十四号イからニまで、第三十七号イから八まで及びタ、第四十一号、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、第五十号、第五十三号イ、第六十六号、第七十一号の二イ、第七十一号の五並びに第七十一号の六に掲げる施設、写真感光材料製造業の用に供する溶解施設並びにジク		

一六 四六	(略)				
四七	廃棄物焼却炉である特定施設				
四八	廃棄物焼却炉である特定施設（廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）				

別表第五（第六条の五関係）

一〇	(略)	(略)	ジクロロメタン
一一	水質汚濁防止令別表第一第二十一号、第二十二号の二、第三十一号イ、第三十二号、第三十三号ロからニまで、リ及びヌ、第三十四号イからニまで、第三十七号イから八まで及びタ、第四十一号、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、第五十号、第五十三号イ、第六十六号並びに第七十一号の二イに掲げる施設、写真感光材料製造業の用に供する溶解施設、石油製品製造業の用に供する蒸留施設（ジク		

一 二 三	(略)	(略)	<p>クロロメタンによる表面処理施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>
二 四	<p>ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第一号から第十一号までに掲げる施設及びこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>	ダイオキシン類	
一 二 三	(略)	(略)	<p>クロロメタンの回収を行うものに限る。 ()、廃油の蒸留施設(ジクロロメタンの回収を行うものに限る。)並びにジクロロメタンによる表面処理施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設</p>

改正案	現行
<p>（埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準）</p> <p>第五条 廃棄物（次項各号に掲げるものを除く。）を法第十条第二項第三号に規定する場所（以下「埋立場所等」という。）に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 廃棄物処理令第二条の四第五号ワ、第七号及び第十号に掲げる廃棄物（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合には、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。</p> <p>九 廃棄物処理令第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（5）若しくは同号レ若しくは第六条の五第一項第三号イ（5）若しくは同号ツに規定する汚泥若しくはこれらの汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合には、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。</p> <p>十～十六（略）</p> <p>十七～二十五（略）</p>	<p>（埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準）</p> <p>第五条 廃棄物（次項各号に掲げるものを除く。）を法第十条第二項第三号に規定する場所（以下「埋立場所等」という。）に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 廃棄物処理令第二条の四第五号ヌに掲げる廃棄物（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合には、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。</p> <p>九 廃棄物処理令第二条の四第五号ンに掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（5）若しくは同号レ若しくは第六条の五第一項第三号イ（5）若しくは同号ツに規定する汚泥若しくはこれらの汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合には、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。</p> <p>十～十六（略）</p> <p>十七～二十五（略）</p>

改正案	現行
<p>第十三条の四 法第二十一条の二第一項（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）に規定する有毒物質の拡散を防止するための汚水ます及び終末処理場から生じた汚泥の処理の基準は、汚泥に含まれる有毒物質（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）別表第三の三に掲げる物質及びダイオキシン類とする。）の拡散を防止することが必要であるとして国土交通大臣及び環境大臣が指定する汚泥について、同令第六条の五第一項の基準のうち汚泥に係るものの例によるものとする。</p>	<p>第十三条の四 法第二十一条の二第一項（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）に規定する有毒物質の拡散を防止するための汚水ます及び終末処理場から生じた汚泥の処理の基準は、汚泥に含まれる有毒物質（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）別表第三の三に掲げる物質とする。）の拡散を防止することが必要であるとして国土交通大臣及び環境大臣が指定する汚泥について、同令第六条の五第一項の基準のうち汚泥に係るものの例によるものとする。</p>